

第一章 議会

○蒲郡市幸田町衛生組合議会の定例会の回数を定める条例

（昭和三十九年三月三十日
条例 第一一〇号）

蒲郡市幸田町衛生組合議会の定例会の回数は、年三回とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○蒲郡市幸田町衛生組合議会の定例会の招集時期を定める規則

（昭和三十九年三月三十日
規則 第一一〇号）

蒲郡市幸田町衛生組合議会の定例会は毎年三月、九月及び十二月に招集するのを常例とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。